



Local Insight, Global Impact

第103回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

開催場所

大阪市西区江戸堀一丁目3番15号
新石原ビル5階ホール

議決権行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時30分

決議事項

株主総会参考書類

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

・本株主総会当日の様子は、株主総会終了後に以下の当社IR情報サイトから動画配信することを予定しております。

(<https://www.iskweb.co.jp/ir/stockholders.html>)

・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたします。

(<https://www.iskweb.co.jp/>)

石原産業株式会社

証券コード 4028

株 主 各 位

大阪市西区江戸堀一丁目3番15号

石原産業株式会社

代表取締役社長 大久保 浩

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第103回定時株主総会招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.iskweb.co.jp/ir/stockholders.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

書面またはインターネット等による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
2. 場 所 大阪市西区江戸堀一丁目3番15号 新石原ビル5階ホール
（Osaka Metro 四つ橋線 「肥後橋駅」下車5-B出口 新石原ビル）
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第103期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第103期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

-
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
-

招集ご通知

4. 議決権の行使についてのご案内

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2026年6月25日（木曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時30分到着分まで

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等により議決権を行使される場合には、4頁に記載の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日（水曜日）午後5時30分受付分まで

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。

以上

※電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および定款第19条の規定にもとづき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面は、監査役および会計監査人が各監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。

- ・事業報告の「主要な営業所および工場等」「従業員の状況」「会計監査人に関する事項」「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

※電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

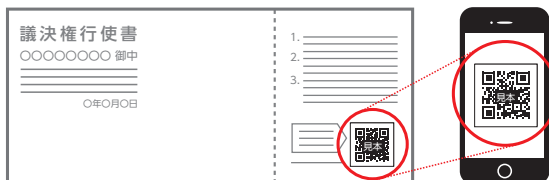
※決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

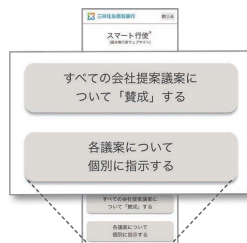
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031
受付時間：午前9時～午後9時

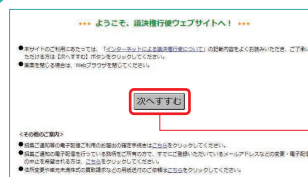
機関投資家のみならずへ

上記のインターネットによる議決権行使のほかに、あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

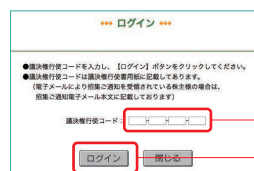
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

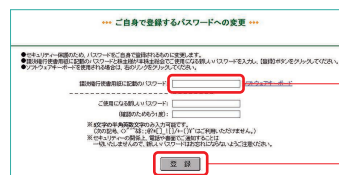
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、企業価値を高めるとともに、株主のみなさまへ利益を還元していくことを経営の最重要政策の一つと位置付けております。

配当につきましては、業績動向、財務状況、将来の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案して業績に応じた安定的な配当の継続を基本方針としております。併せて、機動的に自己株式取得も行ってまいります。

中期経営計画（2024～2026年度）「Vision 2030 Stage II」では、最終年度（2026年度）に向けて連結配当性向40%を目標としております。

中期経営計画（2024～2026年度）「Vision 2030 Stage II」の期間中は、DOE（連結株主資本配当率）3%を下限に配当を実施します。

この方針に基づき当期の期末配当金につきましては、1株当たり90円を予定しております。

年間配当金につきましては、既に実施した中間配当金30円と合わせて、前期比35円増配の1株当たり120円となります。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金90円

総額 3,483,951,570円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月26日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役9名全員は、本総会終結の時をもって、任期満了となります。
つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役 在任期間	取締役会 出席率
1	おおくぼ ひろし 大久保 浩 再任	代表取締役社長 社長執行役員 兼 コンプライアンス統括役員 (CCO)	4年	100% (16/16)
2	ほりえ みきや 堀江 幹也 再任	代表取締役 専務執行役員 バイオサイエンス事業本部長	2年	100% (16/16)
3	にしやま よしお 西山 良夫 再任	取締役 常務執行役員 総務人事本部長	2年	100% (16/16)
4	しんみょう よしゆき 新名 芳行 再任	取締役 常務執行役員 無機化学事業本部長	2年	100% (16/16)
5	たなか けんじ 田中 賢二 再任	取締役 常務執行役員 経営企画管理本部長	1年	100% (11/11)
6	やました いくお 山下 育生 再任	取締役 常務執行役員 四日市工場長 兼 無機化学事業本部副本部長(生産担当)	1年	100% (11/11)
7	あんどう さとし 安藤 知史 再任 社外 独立	取締役	6年	94% (15/16)
8	うちだ あけみ 内田 明美 再任 社外 独立	取締役	3年	100% (16/16)
9	さの ゆみ 佐野 由美 再任 社外 独立	取締役	1年	100% (11/11)

再任 再任取締役候補者 社外 社外役員 独立 独立役員

- (注) 1. 取締役候補者の指名を行うにあたっては、独立社外取締役、独立社外監査役で構成される「人事委員会」への諮問を経て、取締役会において決定することとしております。
取締役会では、迅速かつ的確な意思決定の観点から人格、識見、能力等を総合的に検討し、適任であると判断した者について、取締役候補者の指名を行っております。
2. 当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。これにより、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとなります。また、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。候補者全員は、取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者となる予定です。なお、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

株主総会参考書類

候補者番号

1

おお く ぼ ひろし
大久保 浩

(1961年12月9日生)

再任



所有する当社株式の数
20,901株

取締役在任期間
4年(本総会最終時)

取締役会への出席状況
16回/16回
(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1986年 4月 当社入社
2016年 6月 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社出向(同社執行役員)
2017年 7月 富士チタン工業株式会社出向(同社取締役 常務執行役員)
2020年 6月 当社経営企画管理本部管理部長
2020年 6月 当社執行役員 経営企画管理本部副本部長
2021年 6月 当社常務執行役員 経営企画管理本部長
2022年 6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画管理本部長
2023年 6月 当社代表取締役 専務執行役員 経営企画管理本部長
2024年 4月 当社代表取締役社長 社長執行役員
兼 コンプライアンス統括役員(CCO)
兼 経営企画管理本部長
2024年 6月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現任)
兼 コンプライアンス統括役員(CCO)(現任)

重要な兼職の状況 ISK AMERICAS INCORPORATED 取締役会長

◆取締役候補者とした理由

大久保浩氏は、代表取締役社長として中期経営計画「Vision 2030 Stage II」の推進を主導し、その2年目においても業績目標を上回る収益を達成するなど、当社グループの企業価値向上に大きく貢献しております。

また、経営基盤の強化やガバナンス体制の充実にも引き続き取り組み、持続的成長に向けた体制整備を着実に進めております。

今後においても、これまでの成果を踏まえ、中期経営計画の達成およびさらなる成長戦略の実行に向けて、強いリーダーシップを発揮することが期待されることから、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 大久保浩氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

2

ほり え
堀江

みき や
幹也

(1960年9月3日生)

再任



所有する当社株式の数
12,760株

取締役在任期間
2年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
16回/16回
(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1992年12月 当社入社
2018年6月 当社執行役員 バイオサイエンス営業本部開発マーケティング部長
2019年2月 当社執行役員 バイオサイエンス事業本部開発マーケティング部長
2021年6月 当社常務執行役員 バイオサイエンス事業本部副本部長
2022年6月 当社常務執行役員 バイオサイエンス事業本部長
2024年6月 当社専務執行役員 バイオサイエンス事業本部長
2024年6月 当社代表取締役 専務執行役員
バイオサイエンス事業本部長 (現任)

重要な兼職の状況

ISK BIOSCIENCES CORPORATION 取締役会長
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. 取締役会長

◆取締役候補者とした理由

堀江幹也氏は、代表取締役として全社的な経営を統括し、中期経営計画の推進、重要な経営課題への対応、グループ全体の事業ポートフォリオ最適化など、当社グループの経営戦略の実行を主導しております。また、バイオサイエンス事業本部長としてグローバル市場における拡販を主導し、収益力の向上を通じて企業価値向上に大きく貢献しております。

今後においても、経営者としての広い視野と迅速な意思決定力に加え、現場に根差した実行力を発揮し、当社グループの成長戦略を着実に推進することが期待されることから、引き続き取締役候補者いたしました。

(注) 堀江幹也氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者番号

3

にし やま

西山

よし お

良夫

(1962年3月26日生)

再任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年 4月 当社入社
- 2021年 6月 当社執行役員 総務人事本部長
- 2023年 6月 当社常務執行役員 総務人事本部長
- 2024年 6月 当社取締役 常務執行役員 総務人事本部長（現任）

所有する当社株式の数
11,725株

取締役在任期間
2年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
16回／16回
(100%)

◆取締役候補者とした理由

西山良夫氏は、工場における環境・総務・労務部門等の幅広い業務を経験し、本社においては人事部門の責任者を務めました。2021年に執行役員就任と同時に総務人事本部長に就任し、2024年の取締役就任後は、総務人事本部長として人的資本経営の推進に取り組み、人材育成、組織活性化および経営基盤の強化に貢献しております。

これらの実績と経営に対する見識を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 西山良夫氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

しん みょう
新名

よし ゆき
芳行

(1964年3月19日生)

再任



所有する当社株式の数
11,381株

取締役在任期間
2年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
16回/16回
(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年4月 当社入社
2022年6月 当社執行役員 四日市工場副工場長
2023年6月 当社常務執行役員 四日市工場長
2024年6月 当社常務執行役員 無機化学事業本部長
2024年6月 当社取締役 常務執行役員 無機化学事業本部長(現任)

重要な兼職の状況

ISHIHARA CORPORATION (U.S.A.) 取締役会長
台湾石原産業股份有限公司 董事長

◆取締役候補者とした理由

新名芳行氏は、無機化学部門において国内外の営業部門で幅広い業務経験を有し、2022年に執行役員に就任して以降、四日市工場の運営責任者などを歴任しました。2024年の取締役就任後は、無機化学事業本部長として事業の改革を主導し、高付加価値品の拡販に取り組むなど、事業収益力および競争力強化を着実に推進しています。

これらの実績と経営に対する見識を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 新名芳行氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者番号

5

た なか
田中

けん じ
賢二

(1964年9月1日生)

再任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1988年4月 当社入社
- 2023年6月 当社執行役員 経営企画管理本部副本部長
- 2024年6月 当社常務執行役員 経営企画管理本部長
- 2025年6月 当社取締役 常務執行役員 経営企画管理本部長（現任）

所有する当社株式の数
8,925株

取締役在任期間
1年（本総会終結時）

取締役会への出席状況
11回／11回
(100%)

◆取締役候補者とした理由

田中賢二氏は、工場における生産部門および環境・安全衛生部門等の業務を経て、2023年に当社執行役員に、2025年に取締役に就任し、経営企画管理本部長として、経営戦略の策定・遂行、予算管理、グループ会社管理およびDX推進を担い、当社グループ全体の経営管理体制の強化と業務効率化に貢献しております。

これらの実績と経営に対する見識を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者としたしました。

(注) 田中賢二氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

やま した
山下

いく お
育生

(1962年10月23日生)

再任



略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1981年 4月 当社入社
2017年 2月 当社物流部長
2021年 6月 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社 代表取締役社長
社長執行役員
2025年 6月 当社取締役 常務執行役員 四日市工場長 (現任)
兼 無機化学事業本部副本部長(生産担当) (現任)

所有する当社株式の数
11,687株

取締役在任期間
1年 (本総会終結時)

取締役会への出席状況
11回/11回
(100%)

◆取締役候補者とした理由

山下育生氏は、工場において主に物流部門の業務を経て、当社グループの建設会社トップとして当社製造プラント建設および修繕等を担い、グループの安定的な事業運営と成長に大きく貢献してきました。2025年に当社取締役役に就任後は、主要事業拠点である四日市工場の工場長として、工場運営全般の統括を担っております。

これらの実績と経営に対する見識を踏まえ、当社グループの持続的な企業価値向上への貢献が期待されることから、引き続き取締役候補者といたしました。

(注) 山下育生氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

株主総会参考書類

候補者番号

7

あん どう
安藤

さと し
知史

(1974年4月27日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
2,700株

社外取締役在任期間
6年(本総会終結時)

取締役会への出席状況
15回/16回
(94%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 2001年10月 第一東京弁護士会登録
- 2001年10月 大西昭一郎法律事務所入所
- 2015年5月 大西昭一郎法律事務所代表社員(現任)
- 2016年5月 東宝株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)
- 2020年6月 当社社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

弁護士
東宝株式会社社外取締役(監査等委員)

◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

安藤知史氏は、現在当社社外取締役を務めており、弁護士としての高い専門性を備え、企業法務に関する豊富な経験と幅広い知見を有し、法務・リスク管理および財務・会計の分野において客観的かつ法的見地から当社の経営に対する適切な助言、監督を行っていただいております。さらに、当社の任意の人事委員会の委員長および報酬委員会、評価委員会の委員として積極的に意見を述べられております。

同氏は、社外取締役として以外に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、独立した立場から社外取締役として十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 安藤知史氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 安藤知史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は安藤知史氏との間で責任限定契約(金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額)を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 安藤知史氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。



所有する当社株式の数
900株

社外取締役在任期間
3年(本総会最終時)

取締役会への出席状況
16回/16回
(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 2000年4月 株式会社トミー入社(現 株式会社タカラトミー)
- 2008年4月 同社経営企画室内部統制推進部担当部長
- 2016年10月 東プレ株式会社入社 監査役付主管(部長相当)
- 2020年6月 同社取締役
- 2022年6月 トプレック株式会社顧問(上席)
- 2023年1月 株式会社モルフォ取締役
- 2023年6月 当社社外取締役(現任)
- 2024年6月 イリソ電子工業株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)
- 2024年6月 ステラケミファ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)

重要な兼職の状況

イリソ電子工業株式会社社外取締役(監査等委員)
ステラケミファ株式会社社外取締役(監査等委員)

◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

内田明美氏は、現在当社社外取締役を務めており、経営企画、リスク管理、財務および管理会計に関する豊富な経験と自動車プレス部品、冷凍装置などをグローバルに展開する開発製造販売事業会社での取締役の経験を有し、外部の視点から客観的・中立的な立場で当社の経営に対する適切な助言、監督を行っていただいております。さらに、当社の任意の報酬委員会の委員長および人事委員会、評価委員会の委員として積極的に意見を述べられております。また、ダイバーシティ&インクルージョンなどの分野においても貴重な助言をいただいております。独立した立場から社外取締役として十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 内田明美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 内田明美氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は内田明美氏との間で責任限定契約(金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額)を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
 4. 内田明美氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

株主総会参考書類

候補者番号

9

さの
佐野

ゆみ
由美

(1961年8月20日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数
0株

取締役在任期間
1年(本総会最終時)

取締役会への出席状況
11回/11回
(100%)

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月 敷島紡績株式会社(現シキボウ株式会社)入社
1997年3月 関西経営者協会(現公益社団法人関西経済連合会)入局
2004年4月 関西経営者協会(現公益社団法人関西経済連合会)会員部長
2013年4月 公益財団法人21世紀職業財団入団
2014年4月 公益財団法人21世紀職業財団 関西事務所長(現任)
2017年6月 堺化学工業株式会社社外取締役
2021年6月 三洋化成工業株式会社社外取締役(現任)
2024年6月 住友電設株式会社社外取締役(2026年6月退任予定)
2025年6月 当社社外取締役(現任)
2026年5月 株式会社スタジオアリス社外取締役(監査等委員)
(2026年5月就任予定)

重要な兼職の状況

公益財団法人21世紀職業財団 関西事務所長
三洋化成工業株式会社社外取締役

◆社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐野由美氏は、現在当社社外取締役を務めており、公益法人において長年要職を務め、組織運営や人材育成に関する豊富な経験を有し、外部の視点から客観的・中立的な立場で当社の経営に対する適切な助言、監督を行っていただいております。さらに、当社の任意の人事委員会および報酬委員会、評価委員会の委員として積極的に意見を述べられております。

同氏は、社外取締役として以外に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、独立した立場から社外取締役として十分な役割を果たすことが期待できると考え、引き続き社外取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 佐野由美氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 佐野由美氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外取締役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。当社は佐野由美氏との間で責任限定契約(金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれが高い額)を締結しており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 佐野由美氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として届け出ており、本総会において同氏の再任が承認可決された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

2025年6月26日開催の第102回定時株主総会において中嶋勝規氏が補欠監査役として選任されましたが、その効力は本総会の開始の時までとされておりますので、改めて、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なか じま

中嶋

まさ き

勝規

(1973年7月19日生)

補欠社外監査役

独立



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

- 2001年10月 弁護士登録（大阪弁護士会）
- 2007年9月 アクト大阪法律事務所開設
- 2007年10月 日本駐車場開発株式会社社外監査役
- 2021年4月 大阪弁護士会副会長
- 2024年10月 日本自動車サービス開発株式会社社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士

日本自動車サービス開発株式会社社外監査役

◆補欠の社外監査役候補者とした理由

中嶋勝規氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験等と企業経営に関する十分な見識を有し、現在はカーシェアリングサービスを展開する事業会社の社外監査役の職を担っておられます。同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由より、独立・公正な立場からの業務執行の監査に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 中嶋勝規氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中嶋勝規氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社定款においては、会社法第427条第1項の規定により、当社と社外監査役との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨の規定を設けております。中嶋勝規氏の選任が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約（金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額）を締結する予定であります。
4. 中嶋勝規氏は、「当社における社外役員の独立性判断基準」および東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。当社は、同氏の選任が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。中嶋勝規氏の選任が本総会において承認可決され、かつ同氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には、同様の契約内容で更新を予定しております。

株主総会参考書類

(ご参考)

取締役および監査役のスキルマトリックス

氏名	ビジョン		事業基盤		経営基盤			
	企業経営・ 経営戦略	環境・社会	研究・ 開発・生産	グローバル ビジネス	法務・ リスク管理	人財戦略	財務会計	DX
取締役								
おおくぼ ひろし 大久保 浩	●	●	●		●		●	●
ほりえ みきや 堀江 幹也	●	●	●	●				
にしやま よしお 西山 良夫		●	●			●		
しんみょう よしゆき 新名 芳行	●	●	●	●				
たなか けんじ 田中 賢二	●	●	●				●	●
やました いくお 山下 育生	●	●	●					
あんどう さとし 安藤 知史	社外	独立			●	●		
うちだ あけみ 内田 明美	社外	独立	●	●	●	●	●	●
さの ゆみ 佐野 由美	社外	独立		●	●	●		
監査役								
さかい ひろつぐ 坂井 宏次	●						●	●
こばやし よういち 小林 洋一				●	●			
くすみ のりひさ 楠見 憲久	●				●	●	●	
こいけ やすひろ 小池 康弘	社外	独立			●			

(ご参考)

スキルの説明

■企業経営・ 経営戦略	パーパス「化学技術でよりよい生活環境の実現に貢献し続ける」を達成するための成長戦略を定め、戦略実現に向けて迅速な経営判断を行い、組織を牽引するスキル 他社での企業経営の経験も本項目に含める
■環境・社会	企業活動を行う上で必須な要素として環境面・社会面での課題設定・取り組み方針を策定し、継続的な活動として推進し、経済的価値とサステナブルな価値の両立が図れるスキル
■研究・開発・生産	当社の強みである「独自の技術開発力」「品質・環境対応力」をより発揮するため新製品開発、生産技術向上、新規事業模索および品質と環境に配慮した製品づくりへの挑戦を牽引するスキル
■グローバルビジネス	当社の強みである「グローバルな協業力」をより発揮するため、各地域に根差した、流通・開発・登録に取り組み、さらなる事業成長に向けて強固なグローバルチェーンの確立と新製品の展開を牽引するスキル
■法務・リスク管理	企業が持続的に成長していくために、社会的責任を果たし、社会に貢献するようコンプライアンス最優先の企業活動を牽引するスキル
■人財戦略	社会課題を解決するための新たな価値・イノベーション創出の原動力である人財を創出するための戦略および多様な価値観を尊重し、個々人の能力が発揮できる安全で活力あふれる職場づくりを牽引するスキル
■財務会計	中長期経営戦略を実現するための予算の編成・管理、決算の作成、配当方針の立案を行うスキル
■DX	事業基盤の強化および業務効率化による働き方改革を実現するための全社的なDXを推進するスキル

株主総会参考書類

(ご参考)

当社における社外役員の独立性判断基準

社外取締役または社外監査役の独立性は、次の各要件のいずれにも該当しないことを判断の基準とする。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社およびその子会社からなる企業集団（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）であった者
2. 現在または過去5年間に於いて、当社の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主）またはその業務執行者であった者
3. 当社グループの取引先で、直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額が当社グループの年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
4. 当社グループを取引先とする者で、その直近の3事業年度のいずれかにおいて、当社グループとの取引額がその者の年間連結売上高の2%を超える者またはその業務執行者
5. 当社グループから役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産上の利益（注2）を得ている会計専門家、法律専門家、その他のコンサルタントまたはその団体に属している者
6. 現在および過去3年間のいずれかにおいて、当社グループから多額の寄付または助成（注3）を受けている者またはその業務執行者
7. 前1～6項で示した条件に該当する者の配偶者または二親等以内の親族もしくは同居の親族である者

(注1) 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいう。

(注2) 定常的な報酬が過去3年間の平均で1,000万円を超える場合をいう。

(注3) 年間の寄付または助成の額が1,000万円を超える場合をいう。

以 上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過およびその成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度（2025年4月1日から2026年3月31日）における国内経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果を背景に、緩やかな回復基調が続きました。個人消費および設備投資には持ち直しの動きがみられた一方、生産は横ばい圏で推移しました。企業収益は、米国の通商政策の影響が残る中で期後半に改善の動きがみられ、物価は上昇が続くものの、そのテンポは鈍化しました。また、中東情勢の緊迫化に伴う資源価格や金融市場への影響も、景気の下押し要因となりました。海外においては、世界経済は一部地域に弱さがみられるものの、緩やかな持ち直しが続きました。一方で、米国の通商政策や中東情勢、金融資本市場の変動等により、先行きの不透明感が継続しました。

このような経済環境下において、当社グループの事業環境は、米国の通商政策や中東情勢を背景とした環境変化の影響を受けたものの、有機化学事業では、農薬の販売が為替相場や天候要因にも支えられ、成長戦略剤および既存剤ともに好調に推移しました。無機化学事業では、ファインケミカルは市況の低迷や競争環境の影響を受け厳しい状況が継続した一方、電子材料および機能性色材の販売は引き続き底堅く推移しました。

この結果、当期の連結業績は、売上高1,548億円（前期比97億円増）、営業利益190億円（前期比85億円増）、経常利益217億円（前期比103億円増）、親会社株主に帰属する当期純利益166億円（前期比82億円増）となりました。

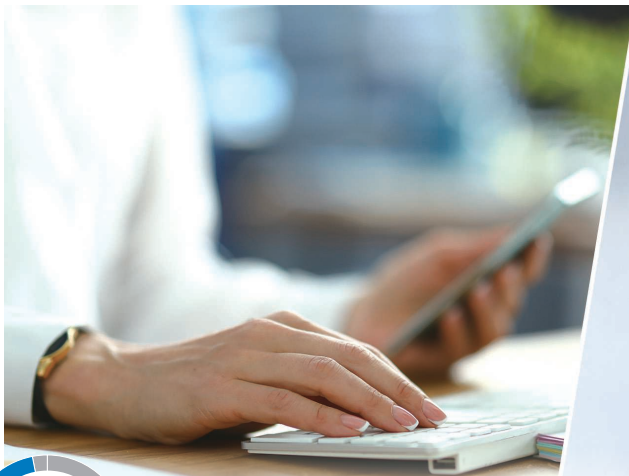
事業報告

事業セグメント別の状況



- 農業については、成長戦略剤が米州およびアジアで伸長しました。また、既存剤についても欧州・米州ともに好調に推移し、特に欧州市場は天候要因もあり収益面で大きく寄与しました。
- 動物用医薬品や医薬品原薬などのヘルスケア事業については、売上高が前期実績を上回りました。
- この結果、有機化学事業は、増収増益となりました。





売上高構成比
44%

無機化学事業

事業内容

酸化チタン、機能性材料、電子材料、石膏等の製造・販売

- 電子材料については、国内販売が大きく伸長しました。
- 機能性色材については、導電性材料が国内外ともに堅調に推移しました。
- ファインケミカル(酸化チタン)については、建築用途向けなどの汎用品が低調に推移しましたが、販売価格を維持することで収益性が改善しました。

売上高

第102期
732億円



第103期
682億円

前期比
50億円 減

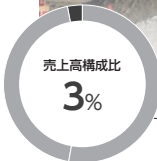
営業利益

第102期
15億円



第103期
49億円

前期比
33億円 増

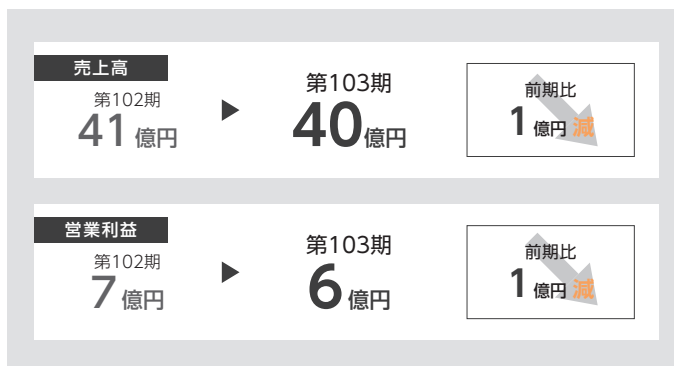


その他事業

事業内容

建設業、商社業等

- その他の事業については、売上高、営業利益ともに前期実績を下回りました。



(2) 設備投資の状況

当期に実施した設備投資額が116億円で、その内訳は有機化学事業45億円、無機化学事業69億円などです。

なお、当期末において継続中の主要設備の新設は以下のとおりです。

MFマテリアル株式会社 機能性材料製造工場（宮崎県延岡市）建設 投資予定額95億円

(3) 資金調達の状況

有利子負債残高については、ひょうご小野研究センター建設に伴う支出などへの対応のため借入金調達額は前期比増加し、739億円（前期比17億円増）となりました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、長期ビジョン「Vision 2030」とそれに基づく中期経営計画（2024～2026年度）「Vision 2030 Stage II」に取り組んでいます。

①長期ビジョン「Vision 2030」

当社グループは、創立100周年を機に、10年先の2030年にありたい姿を描き、2030年に向けた長期ビジョン「Vision 2030」として「**独創・加速・グローバル。化学の力で暮らしを変える。**」を制定し、以下の経営目標や取組方針などの実現を目指します。

・経営目標（2030年）

連結営業利益 240億円以上（想定連結売上 1,800億円以上）、ROE 10%以上の安定確保

株主還元 安定的な株主還元継続

・基本的な取組方針

コアコンピタンスである「化学技術」を中心として「独自の技術開発力」「品質・環境対応力」「グローバルな協業力」の「3つの強み」とそれらを支える「経営推進力」により「Vision 2030」の達成に取り組んでいきます。

サステナブルな社会の実現に向けて貢献するとともに、その事業活動を通じて企業価値の向上を両立します。

事業報告

・事業方針と重点施策

1) 有機化学事業

事業方針：「顧客の価値向上に直結する独自製品を世界中に供給し、人々の食、健康、生命を支えてサステナブルな社会の実現に貢献する。」

重点施策：バリューチェーンを意識した開発・商業化の推進
自社技術の錬磨・進化による価値創造加速と成長路線復活
主力製品の世界一低コスト製造と顧客への安定供給

2) 無機化学事業

事業方針：「酸化チタンで培った技術をベースとした新たな価値を創造し、環境ならびに情報化社会を支えてサステナブルな社会の実現に貢献する。」

重点施策：酸化チタンの光学的特性を多様化させて、新たな価値創造を実現
ICT普及や自動車EV化などの社会課題解決に機能性材料で貢献
生産構造改革により環境負荷低減と生産効率化とを両立

②中期経営計画（2024～2026年度） [Vision 2030 Stage II]

・基本方針

長期ビジョン「Vision 2030」からバックキャストした2段階目の中期経営計画「Vision 2030 Stage II」は、「Vision 2030 Stage I」から継続し、サステナブルな企業価値創造を目指すことを基本方針とします。そして、**独創のための研究・技術開発力の強化と効率化**、当社グループの技術力を海外市場で発揮するための**グローバル化の加速**、**ROIC経営の推進**、ならびに、**安定した株主還元の継続**、等の重点施策の実施により、事業基盤の強化と事業構造の改革を推進します。

・経営目標

連結営業利益 190億円以上（想定売上高1,600億円以上）、ROE 10%以上

株主還元方針：安定的な株主還元の継続

-2026年度に向けて連結配当性向40%を目標とします。

-機動的な自社株買いを実施します。

	2023年度実績 (A)	中期経営計画 [Vision 2030 Stage II]			
		2024年度実績	2025年度実績	2026年度 (B)	(B) / (A)
売上高	1,384億円	1,451億円	1,548億円	1,607億円	1.2倍
営業利益	114億円	104億円	190億円	198億円	1.7倍
経常利益	148億円	113億円	217億円	193億円	1.3倍
親会社株主に帰属する当期純利益	79億円	84億円	166億円	136億円	1.7倍
営業利益率	8.3%	7.2%	12.3%	12.3%	1.5倍
ROE	7.9%	7.6%	13.7%	11.2%	1.4倍

・重点施策

本社および各事業レベルの取り組むべき重点施策は次のとおりで、毎年事業計画を見直し、最終年度の業績目標の達成に向け取り組みます。

本社

- 独創のための研究・技術開発力の強化と効率化
- グローバル化の加速
- ROIC経営の推進
- 安定した株主還元継続
- 環境・社会への貢献
- DX推進
- 人的資本経営の推進
- コーポレート・ガバナンスの継続・高度化

有機化学事業

- 新規化学農薬および動物用医薬品等の開発・商品化の促進
- 農薬の安定供給・製造コスト低減により当社世界市場占有率の拡大
- 世界各国での農薬登録の取得・維持
- 動物用医薬品PANOQUELL®の米国での拡販、世界主要国への展開
- 農薬の販社複数起用など戦略的・革新的な営業施策の実行
- 他社M&Aや提携推進、他社剤導入による事業規模拡大
- バイオリジカル分野の開発・商品化

事業報告

無機化学事業

- 無機化学事業の構造改革
 - 組織改編による無機化学事業本部の設置
 - 汎用酸化チタンから機能性材料ドメインへの製品ポートフォリオの本格転換
 - 製造拠点と製品ラインナップの集約と合理化
- 電子部品材料の拡販と生産能力増強
- 新規開発品の市場投入・新規ビジネスの創出によるビジネス拡大
- 海外での技術営業力の向上
- 他社との協業による事業拡大
- 主要原燃料の有利調達の実現

(5) サステナビリティ経営

当社グループは、自らの存在意義であるパーパスを「化学技術でより良い生活環境の実現に貢献し続ける」としており、サステナビリティ経営の取り組みとして、環境対応をはじめとする具体的な施策を積極的に推進しています。私たちはこのパーパスのもとで『2050年ありたい姿』を「健康で心豊かな暮らしを実現し、人と社会から愛されるグローバルな会社」とし、事業を通じてESG・SDGsを推進していきます。

①環境への取り組み

当社グループは、気候変動への対策を進めるために、2030年にCO2排出量30%の削減（2019年度比）を目指し、2050年にカーボンニュートラルに挑戦します。その実現に向け、TCFD(気候変動関連財務情報開示タスクフォース)の枠組みに基づき、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標に関する全社レベルでの分析を完了し、情報開示を行うとともに、サプライチェーンを含めた当社グループ全体の温室効果ガス排出量を把握しました。なお、温室効果ガスの直接排出量（熱・蒸気を含む）および電気の使用に伴う間接排出量に関して第三者保証を取得しています。温室効果ガス排出量の削減は、石炭ボイラーの低炭素燃料への転換、無機事業再構築、徹底した省エネ、再生可能エネルギーの利用、設備改善を含めたプロセス改良などによって推進します。併せて、当社の製品・技術がより環境に配慮したものへと展開していくための仕組みとして、当社独自の基準に基づく「環境配慮型製品認定制度」を設け、環境調和型の製品開発を促進しています。

また、環境省「生物多様性のための30by30アライアンス」への参画に加え、兵庫県が推進する「企業の森づくり」事業において関係自治体等と協定を締結しました。地域と連携した森づくり活動を通じて、森林保全や生物多様性保全に取り組んでいます。

②社会への取り組み

・人権の尊重

事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重するISKグループ人権方針に基づき、人権デューデリジェンスを実施し、当社グループの「人権対策優先リスク」を特定しています。今後もサプライヤー・取引先の人権課題の実態把握を継続し、サプライチェーンにおけるリスク管理を強化していきます。また、全社員対象のワークショップや経営層向け人権研修を通じて、人権への理解と意識の向上を図っています。

・人的資本経営の推進

当社は、人財を競争力の源泉と捉え、ISKグループ人財マネジメント方針を策定し、人材育成の加速、ダイバーシティの推進、エンゲージメントの向上に取り組んでいます。「ものごとの基本を理解し、実践した上で“変える”ために、“変わる”ことのできる人」を目指すべき人材像と定め、教育・育成の充実とキャリア形成の支援を進めるとともに、多様なバックグラウンドは新たな価値創造の原動力になるとの考えのもと、女性活躍や仕事と生活の両立支援、多様な人材の確保にも注力しています。また、定期的なエンゲージメントサーベイを実施するとともに、職場環境の継続的な改善を図ることで、誰もが「働いてよかった」と実感できる職場づくりを推進しています。健康経営においては、「石原産業健康宣言」のもと、各種施策を通じて社員の健康維持・増進に取り組んでいます。

③ガバナンスへの取り組み

当社は、「社会」「生命」「環境」に貢献し、すべてのステークホルダーを大切にする透明な経営を基本理念とし、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。取締役会では、経営計画やサステナビリティ経営をはじめ、ガバナンス、リスク・コンプライアンスに関する重要事項について議論・決議を行っています。取締役会の実効性や内部統制システムの評価、リスクマネジメント活動、内部監査の報告等を通じて、経営体制の継続的な改善に努めています。

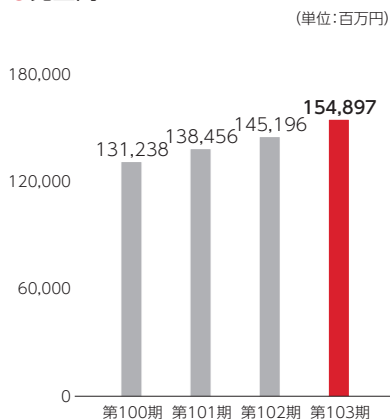
また、当社グループのサステナビリティに関する重要な経営課題に関して、審議、意思決定および統制を行うため、取締役会のもとにサステナビリティ推進委員会を設置しています。サステナビリティ推進委員会は、代表取締役社長を委員長とし、委員は執行役員等で構成されます。同委員会は1年に2回以上開催され、承認事項は取締役会に諮って決議されます。サステナビリティ経営の施策の企画立案・推進を加速するために、サステナビリティ推進室を設け、その活動進捗状況を3カ月ごとに取締役会に報告する体制としています。

2. 財産および損益の状況の推移

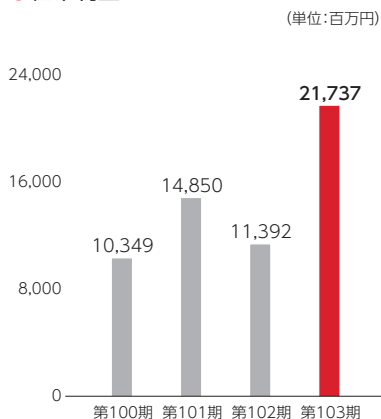
区 分		第100期 (2022年度)	第101期 (2023年度)	第102期 (2024年度)	第103期 (当連結会計年度) (2025年度)
売上高	(百万円)	131,238	138,456	145,196	154,897
経常利益	(百万円)	10,349	14,850	11,392	21,737
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	6,947	7,988	8,410	16,636
1株当たり当期純利益	(円)	175.75	209.27	219.98	434.78
総資産	(百万円)	201,913	224,324	225,097	240,408
純資産	(百万円)	97,431	106,116	114,448	129,178

(注) 第102期より「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)等を適用しており、第102期の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

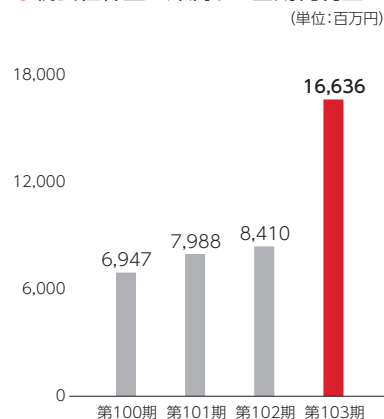
●売上高



●経常利益



●親会社株主に帰属する当期純利益



事業報告

3. 重要な親会社および子会社等の状況（2026年3月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
石原バイオサイエンス株式会社	百万円 312	100	農薬の販売
ISK AMERICAS INCORPORATED	千米ドル 27,253	100	米国所在の子会社の統括管理
ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V.	千ユーロ 7,436	100	欧州農薬事業の統括および農薬の製剤・販売
石原テクノ株式会社	百万円 100	100	商社業
富士チタン工業株式会社	百万円 450	100	酸化チタン、機能性材料等の製造・販売
MF マテリアル株式会社	百万円 100	65 (55)	機能性材料の製造および販売
石原エンジニアリングパートナーズ株式会社	百万円 100	100	建設業

(注) 出資比率欄の () 内の数値は、間接所有による出資比率です。

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
CERTIS BELCHIM B.V.	千ユーロ 3,942	15 (15)	農業関連資材の販売

(注) 出資比率欄の () 内の数値は、間接所有による出資比率です。

4. 主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業セグメント	事業内容
有機化学事業	除草剤、殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤、有機中間体、医薬の製造・販売、動物用医薬品の製造・販売
無機化学事業	酸化チタン、機能性材料、電子材料、石膏等の製造・販売
その他の事業	建設業、商社業等

5. 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入残高 (百万円)
株式会社 S B I 新生銀行	11,784
株式会社 三井住友銀行	9,260
株式会社 日本政策投資銀行	7,129
農 林 中 央 金 庫	4,185
株式会社 りそな銀行	3,186

Ⅱ 会社の状況に関する事項

1. 株式に関する事項（2026年3月31日現在）

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 40,383,943株（自己株式1,673,370株を含む） |
| (3) 株 主 数 | 33,220名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,911	12.69
三井物産株式会社	2,019	5.22
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,800	4.65
東亜合成株式会社	1,722	4.45
I S K交友会	1,171	3.03
ユーピーエルジャパン合同会社	1,170	3.02
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	896	2.32
石原産業従業員持株会	810	2.09
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	760	1.96
J P モルガン証券株式会社	612	1.58

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)および株式会社日本カストディ銀行(信託口)が所有する株式は、信託業務にかかる名義の株式であります。
3. 上記のほか当社所有の自己株式1,673千株があります。なお、当社は取締役等に対する株式報酬制度『株式交付信託』を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を自己株式に含めず記載しております。

事業報告

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の状況は次のとおりです。

区分	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役除く)	36,010	6

(注) 当社の株式報酬の内容については、「3. 会社役員に関する事項 (2) 取締役および監査役の報酬等」に記載のとおりです。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 新株予約権等に関する事項（2026年3月31日現在）

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役に関する事項（2026年3月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
大久保 浩	代表取締役社長 (社長執行役員)	コンプライアンス統括役員 (CCO)	ISK AMERICAS INCORPORATED 取締役会長
堀 江 幹 也	代 表 取 締 役 (専務執行役員)	バイオサイエンス事業本部長	ISK BIOSCIENCES CORPORATION 取締役会長 ISK BIOSCIENCES EUROPE N.V. 取締役会長
西 山 良 夫	取 締 役 (常務執行役員)	総務人事本部長	
新 名 芳 行	取 締 役 (常務執行役員)	無機化学事業本部長	ISHIHARA CORPORATION (U.S.A.) 取締役会長 台湾石原産業股份有限公司 董事長
田 中 賢 二	取 締 役 (常務執行役員)	経営企画管理本部長	
山 下 育 生	取 締 役 (常務執行役員)	四日市工場長 (兼) 無機化学事業本部副本部長 (生産担当)	
安 藤 知 史	取 締 役		弁護士 東宝株式会社社外取締役 (監査等委員)
内 田 明 美	取 締 役		イリソ電子工業株式会社社外取締役 (監査等委員) ステラケミファ株式会社社外取締役 (監査等委員)
佐 野 由 美	取 締 役		公益財団法人21世紀職業財団 関西事務所長 三洋化成工業株式会社社外取締役 住友電設株式会社社外取締役
坂 井 宏 次	常 勤 監 査 役		石原テクノ株式会社 監査役 富士チタン工業株式会社 監査役 MFマテリアル株式会社 監査役 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社 監査役
小 林 洋 一	常 勤 監 査 役		石原テクノ株式会社 監査役 石原バイオサイエンス株式会社 監査役
楠 見 憲 久	常 勤 監 査 役		石原バイオサイエンス株式会社 監査役 富士チタン工業株式会社 監査役 石原エンジニアリングパートナーズ株式会社 監査役
小 池 康 弘	監 査 役		弁護士

(注) 1. 取締役のうち安藤知史氏、内田明美氏および佐野由美氏は、社外取締役であります。

2. 監査役のうち楠見憲久氏と小池康弘氏は、社外監査役であります。

事業報告

3. 社外取締役安藤知史氏が兼職している東宝株式会社と当社との間に特別の関係はありません。社外監査役楠見憲久氏が兼職している石原バイオサイエンス株式会社、富士チタン工業株式会社および石原エンジニアリングパートナーズ株式会社は、当社の子会社であります。
4. 監査役坂井宏次氏は、経理・管理業務に長年にわたり従事した経歴を有しており、また、監査役楠見憲久氏は、金融機関の業務に長年にわたり従事した経歴を有しており、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当該事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。
 - ① 2025年6月26日開催の第102回定時株主総会終結の時をもって、取締役田中健一氏、川添泰伸氏および花澤達夫氏が任期満了により、監査役秋山良仁氏が辞任により退任いたしました。
 - ② 2025年6月26日開催の第102回定時株主総会において、田中賢二氏、山下育生氏および佐野由美氏が取締役に、また坂井宏次氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。
 - ③ 2025年6月26日開催の第102回定時株主総会において、補欠監査役として中嶋勝規氏が選任されております。
6. 社外取締役安藤知史氏、内田明美氏および佐野由美氏、社外監査役楠見憲久氏および小池康弘氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。

(2) 取締役および監査役の報酬等

当社の取締役報酬は、取締役会で決議した役員報酬規程に基づき下記のとおり支給しております。

なお、監査役報酬は監査役の協議により決定しております。

① 取締役の個人別の報酬等の算定方法の決定方針

当社は、報酬委員会への諮問を経たうえで取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会決議にて定めており、その内容は次のとおりです。なお、監査役に対しては、月額の基本報酬のみを支給しております。

ア 基本方針

当社の取締役の報酬は、以下の点を考慮したうえで、取締役の職務の内容および当社の状況等を勘案して決定するものとする。

- a) ステークホルダーに対する説明責任を果たし得る公正かつ合理性の高い報酬内容とする。
- b) 企業価値の増大に向けた役員インセンティブを高める報酬内容とする。
- c) 優秀な人材を役員として確保・維持することができる報酬内容とする。

報酬の構成については、「基本報酬」、「年次業績連動報酬」および「長期業績連動報酬」により構成されるものとする。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとする。

イ 基本報酬

基本報酬は、取締役としての役割と職位に応じて役員報酬規程に基づき固定の金銭報酬を支給する。暦月計算とし、当該月の月額報酬を従業員の支給日と同日支給とする。

ウ 年次業績連動報酬

年次業績連動報酬は、企業業績との連動性と客観性を担保することを目的としたもので、金銭報酬とする。支給の有無および金額は、企業活動の最終的な成果である営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益およびESG指標の会社業績ならびに個人業績評価を総合的に勘案して算定する。年度業績の確定後に報酬委員会にて審議し、株主総会後に到来する最初の取締役会にて支給額を決議するものとし、従業員の夏季一時金の支給日と同日に支給する。

エ 長期業績連動報酬

長期業績連動報酬は、譲渡制限付株式ユニットおよびパフォーマンス・シェア・ユニットで構成される株式交付信託とする。譲渡制限付株式ユニットは各役員の在任中の継続的な株式保有の促進とそれによる株主価値の共有を図り、株主価値の向上を促すことを目的とし、役位別に交付される株式数を算定する。パフォーマンス・シェア・ユニットは株主価値の向上を促すことを目的とし、企業活動の最終的な成果であるROEおよびESGの会社業績を勘案して、交付する株式数を算定する。取締役会決議により定めた株式交付要領に基づき一定の時期に支給する。

事業報告

- オ 取締役の個人別の報酬等の種類ごとの割合
基本報酬、年次業績連動報酬および長期業績連動報酬の割合については、代表取締役社長が毎年の業績等を勘案の上、報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて、取締役会で決定する。
年次業績連動報酬および長期業績連動報酬が標準額の場合、概ね次のとおりとする。
- ・代表取締役社長 基本報酬（60%）、年次業績連動報酬（20%）、長期業績連動報酬（20%）
 - ・上記以外の取締役 基本報酬（65%）、年次業績連動報酬（20%）、長期業績連動報酬（15%）
- カ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項
当社における取締役の個人別の報酬等の内容は、独立社外取締役、独立社外監査役で構成される報酬委員会への諮問を経て決定するものとし、報酬委員会では、第三者機関が実施した役員報酬サーベイの情報および各委員の知見に基づいた助言・答申をするものとする。取締役の個人別の報酬等の決定については、取締役会が代表取締役社長に委任するものとし、代表取締役社長は、報酬委員会での審議を経て取締役会で承認された報酬レンジ内で個人別業績等を評価し、これを決定する。

- ② 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、独立社外取締役、独立社外監査役で構成される報酬委員会において、当該決定方針への整合性も含めた協議が行われ、その報酬委員会の助言・答申を踏まえて、取締役会で承認された報酬レンジ内で代表取締役社長が決定しているため、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
- ③ 業績連動報酬にかかる業績指標およびその実績
当社は、年次業績連動報酬の算定において、営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益とESG（マテリアリティ）を業績指標としております。これは、単年度の当社の成果を示す数値としてこれらが適切であると考えするためです。また、長期業績連動報酬の算定において、ROEとESG（エンゲージメント）を業績指標としております。これは、長期的な企業価値の向上を示す数値として適切と考えるためです。
当事業年度のこれらの業績指標の実績は、営業利益（19,077百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益（16,636百万円）、ROE（13.7%）であります。
- ④ 取締役の個人別報酬の内容の決定に係る委任に関する事項
個人別の報酬等の算定方法の決定方針に記載したとおり、当社においては、取締役の個人別報酬を決定するに当たっては、取締役会が代表取締役社長大久保浩に委任し、代表取締役社長は報酬委員会での審議を経て取締役会で承認された報酬レンジ内で個人別業績等を評価し決定しております。
この権限を委任する理由は、取締役会の議長を務め、当社全体を俯瞰しつつ、各取締役の職位ごとの責任や役割等に応じた評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。
また、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、取締役の個人別報酬の内容は、「報酬委員会」での審議を経て決定されており、「報酬委員会」では、第三者機関が実施した役員報酬のサーベイの情報および各委員の知見に基づいた助言・答申が行われております。

事業報告

⑤ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式報酬	業績連動型株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	322 (36)	209 (36)	58 (—)	3 (—)	51 (—)	12 (4)
監査役 (うち社外監査役)	66 (30)	66 (30)	— (—)	— (—)	— (—)	5 (2)
計	388	275	58	3	51	17

- (注) 1. 2025年6月26日開催の第102回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名に対する報酬等の額および員数が含まれております。
2. 譲渡制限付株式報酬および業績連動型株式報酬による報酬額は、当事業年度に費用計上した額であります。
3. 取締役報酬（基本報酬および年次業績連動報酬）の限度額は2005年（平成17年）6月29日開催の第82回定時株主総会にて年額460百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。
また、当社は2025年6月26日開催の第102回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対して、信託を用いた業績連動型株式報酬制度(RS信託)による報酬を支給することを決議しております。本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、RS信託に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金500百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。
4. 監査役報酬は監査役の協議により決定しており、限度額は1994年（平成6年）6月29日開催の第71回定時株主総会にて年額90百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、定款において、社外役員との間で、当該社外役員の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度とした契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、当社は全社外役員と責任限定契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

① 被保険者の範囲

当社および当社子会社（一部の子会社を除く）の取締役、監査役および執行役員を被保険者としております。

② 保険契約の内容の概要

被保険者がその地位に基づいて行った不当な行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填補することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。被保険者は保険料を負担しておりません。

事業報告

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	安藤知史	当期開催の取締役会16回の内、15回出席（弁護士業務の都合により1回欠席）し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識と法務・リスク管理および財務・会計に関する豊富な経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
取締役	内田明美	当期開催の取締役会16回すべてに出席し、経営企画・人事・リスク管理・財務・管理会計に関する豊富な知識に加え、自動車プレス部品、冷凍装置などをグローバルに展開する開発製造販売会社における経営者としての豊富な経験と知見を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
取締役	佐野由美	当期開催の取締役会に関し、6月に社外取締役に就任以降、11回すべてに出席し、組織運営、人材育成に関する豊富な知識・経験に加え、特にダイバーシティ推進、女性活躍支援、働き方改革などの分野で顕著な実績を残しており、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
常勤監査役	楠見憲久	当期開催の取締役会16回、監査役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、金融機関で培われた幅広い見識と経営者としての経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。
監査役	小池康弘	当期開催の取締役会16回、監査役会12回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的知識と企業法務に関する豊富な経験を活かし、外部の視点から客観的・中立的な立場で意見の表明を行っております。

- ② 当該社外役員の意見により当該株式会社の事業の方針その他の事項に係る決定が変更されたときの内容
該当事項はありません。
- ③ 当該事業年度中に当該株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当または不正な業務の執行が行われた事実があるとき
該当事項はありません。
- ④ 当該事業年度中に社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役安藤知史氏、内田明美氏および佐野由美氏は、取締役会への出席に加え、取締役会における意思決定の迅速化および重要な業務案件の執行状況の監督・評価を効率的に行うため取締役会のもとに設置された経営会議にも、安藤知史氏および内田明美氏は当期開催された13回すべてに出席、佐野由美氏は2025年6月に社外取締役に就任以降、9回すべてに出席し、当社の経営に関する重要事項全般および重要な業務執行案件に対して、豊富な経験と知見をもとに忌憚なく意見を述べております。
- ⑤ その他社外役員に関する事項の内容に対する当該社外役員の意見
該当事項はありません。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を高めるとともに、株主のみなさまへ利益を還元していくことを経営の最重要政策の一つと位置付けております。

配当につきましては、業績動向、財務状況、将来の事業展開に必要な内部留保の充実等を総合的に勘案して業績に応じた安定的な配当の継続を基本に考えております。

併せて、機動的に自己株式取得も行ってまいります。

中期経営計画「Vision 2030 Stage II」では、最終年度（2026年度）に向けて連結配当性向40%を目標としております。

中期経営計画「Vision 2030 Stage II」（2024～2026年度）の期間中は、DOE（連結株主資本配当率）3%を下限に配当を実施します。

備考

本事業報告に記載の金額および株式数は表示単位未満を切り捨て、比率については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	161,808	流動負債	52,021
現金及び預金	29,424	支払手形及び買掛金	11,434
受取手形	2,939	電子記録債権	976
売掛金	43,043	短期借入金	7,680
電子記録債権	1,974	1年内返済予定の長期借入金	14,369
契約資産	766	1年内償還予定の社債	854
商品及び製品	41,504	リース負債	454
仕掛品	5,793	未払法人税等	3,367
材料及び貯蔵品	32,882	契約負債	498
その他	3,766	未払費用	5,168
貸倒引当金	△286	賞与引当金	1,104
固定資産	78,599	株式報酬引当金	129
有形固定資産	53,502	工場閉鎖損失引当金	56
建物及び構築物	18,616	修繕引当金	216
機械装置及び運搬具	14,654	その他	5,709
土地	6,735	固定負債	59,207
リース資産	1,375	社長期借入金	924
建設仮勘定	10,917	リース負債	45,440
その他	1,203	工場閉鎖損失引当金	1,010
無形固定資産	2,314	工場閉鎖損失引当金	135
ソフトウェア	1,620	退職給付に係る負債	63
ソフトウェア仮勘定	447	退職給付に除去の債権	9,722
リース資産	1	その他	140
その他	245	の	1,770
投資その他の資産	22,782	(純資産の部)	(129,178)
投資有価証券	13,625	株主資本	120,162
繰延税金資産	6,966	資本剰余金	43,420
退職給付に係る資産	42	利益剰余金	11,227
その他	2,195	自己株	68,658
貸倒引当金	△48	その他	△3,143
資産合計	240,408	その他の包括利益累計額	8,829
		その他有価証券評価差額金	1,281
		為替換算調整勘定	6,128
		退職給付に係る調整累計額	1,419
		非支配株主持分	187
		負債及び純資産合計	240,408

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		154,897
売 上 原 価		105,231
売 上 総 利 益		49,666
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		30,588
営 業 利 益		19,077
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	179	
受 取 配 当 金	252	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,390	
為 替 差 益	2,145	
そ の 他	164	4,131
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	832	
金 融 手 数 料	394	
そ の 他	245	1,472
経 常 利 益		21,737
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19	19
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損 失	780	
減 損 損 失	382	
工 場 閉 鎖 損 失	364	1,526
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		20,229
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,217	
法 人 税 等 調 整 額	△635	3,581
当 期 純 利 益		16,648
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		11
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		16,636

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売 上 高		118,066
売 上 原 価		79,525
売 上 総 利 益		38,541
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,111
営 業 利 益		15,429
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	171	
受 取 配 当 金	2,063	
為 替 差 益	2,478	
そ の 他	185	4,898
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	792	
金 融 手 数 料	378	
そ の 他	262	1,433
経 常 利 益		18,895
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	19	19
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	660	
減 損 損 失	281	941
税 引 前 当 期 純 利 益		17,972
法人税、住民税及び事業税	3,358	
法 人 税 等 調 整 額	163	3,522
当 期 純 利 益		14,450

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てにより表示しております。

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

石原産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 徳野大二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井本真也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、石原産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、石原産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

石原産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 徳野大二
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 井本真也
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、石原産業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第103期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業及び経営管理状況を把握いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月18日

石原産業株式会社 監査役会

常勤監査役 坂 井 宏 次 ㊟

常勤監査役 小 林 洋 一 ㊟

常勤監査役(社外監査役) 楠 見 憲 久 ㊟

監 査 役(社外監査役) 小 池 康 弘 ㊟

以 上

株主総会会場 ご案内略図



会場

大阪市西区江戸堀一丁目3番15号
新石原ビル5階ホール



交通案内

Osaka Metro四つ橋線 肥後橋駅下車 5-B出口
京阪電鉄中之島線 渡辺橋駅下車 徒歩5分

※車椅子等にてご来場の株主様には、会場内に専用スペースを設けております。受付で、会場スタッフがご案内いたします。
※お土産等のご用意はしておりません。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

石原産業株式会社

